

要 望 書

平成29年11月

高 知 県

要望書

10月22日から23日にかけて高知県に接近した台風21号及び10月29日の台風22号は、本県の農業に13億円を超える被害をもたらし、過去10年で2番目に大きい被害金額となっております。

特に、農作物はユズなどの果樹やナス、ニラなどの野菜類を中心に強風の影響によって、倒伏や落果、果実及び茎葉の擦れ等により、533ha以上で被害が発生しました。収穫間近の農作物が被害を受けた農家では現金収入が急に無くなり、資金繰りが悪化するなどの影響が懸念されています。

さらに、ビニールハウス等の施設被害も168ha以上で、倒壊・破損などの被害が発生しており、農作物の減収と併せ農業経営を大きく圧迫する事態となっております。

被災した農業者の経営を早期に回復させ、本県の農業を維持していくためには、国と連携した支援対策が不可欠です。

つきましては、国においても、下記の事項について、特段の措置を講じていただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 被災した農業者が安心して経営の維持・継続ができるよう、災害関連資金について、無利子化の措置を講じること
- 2 農業者が農業経営を維持していくために必要な農産物の生産施設・機械の復旧等の取組に対する支援を速やかに適用すること

平成29年11月13日

高知県知事 尾崎 正直